

登 録 事 項 明 細 書

年 月 日

住 所	住民票又は登記簿謄本に記載されている住所を記載
氏名又は法人名	個人名（営業所名、屋号ではない）又は法人名
法人の場合代表者氏名	個人業者は空欄、法人は代表取締役等の氏名記載
電 話 番 号	日中つながる連絡先を記載（携帯電話でも可）

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに規定される登録欠格事由の該当の有無	申 請 者 有 ・ 無 役 員 ※1 有 ・ 無 主任電気工事士 有 ・ 無
一般用電気工作物のみ登録する場合	自家用電気工作物も登録する場合
絶 縁 抵 抗 計 有 ・ 無	低圧検電器・高圧検電器 有 ・ 無
接 地 抵 抗 計 有 ・ ※2	電 器 試 験 装 置 有 ・ 無 ・ 備
抵抗・交流電圧測定用回路計 有 ・ 無	絶縁耐力試験装置 有 ・ 無 ・ 備

継電器試験装置、絶縁耐力試験装置について	住 所
借用の場合の借用先	氏名又は法人名

主任電気工事士が被用者の場合	雇用年月日	※3	年 月 日
----------------	-------	----	-------

帳簿の保管場所 具体的な場所を記載（例：自宅の机の中、ロッカー内等）

営業所位置図（目印になる建物等、詳しく書くこと。住宅地図貼付可）

手書き 又は 住宅地図等貼付
（別紙添付でも可）

明細書記載にあたっての注意事項

※1について（電気工事業法第6条）

下記に該当する場合は欠格事由有となり、登録ができません。

- ① 無資格工事を行い、行政により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終了した日から2年を経過していない。（第6条第1号）
- ② 経済産業省の定める表示がない電気用品を電気工作物の設置、変更工事に使用し、行政により罰金以上の刑に処され、その執行が終了した日から2年を経過していない。（第6条第1号）
- ③ 行政による登録の取消し処分があった日から2年を経過していない。（第6条第2号）
- ④ 登録電気工事業者における法人であって、行政による登録の取消処分があった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者（第6条第3号）
- ⑤ 電気工事業の停止を命じられた後、停止期間中に事業を廃止した者であって、停止期間に相当する期間を経過していない。（第6条第4号）

※2について（電気工事業法第24条）

①電気工事の種類が一般用電気工作物のみの事業者について

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗・交流電圧測定用回路計を営業所ごとに備える必要があります。

自家用を行う場合に必要な右半分の機器については記載不要です。

②電気工事の種類が一般用及び自家用電気工作物の事業者について

①に加え、低圧検電器・高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置を営業所ごとに備える必要があります。

継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については借用が認められますので、借用する場合は借用先の情報を記載してください。

※3について（電気工事業法第6条）

申請者と主任電気工事士が異なる場合は雇用した日付を記載してください。

また、雇用証明書（主任電気工事士が従業員であることを証明する書類）を添付してください。